

訪問看護料金表

(単位：円)

			1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費Ⅰ（週3日まで）	看護師、理学療法士等	5,550	555	1,110	1,665
	准看護師	5,050	505	1,010	1,515
基本療養費Ⅰ（週4日以降）	看護師	6,550	655	1,310	1,965
	准看護師	6,050	605	1,210	1,815
	理学療法士等	5,550	555	1,110	1,665
管理療養費（1ヶ月の）	初日	7,670	767	1,534	2,301
	2日目以降	3,000	300	600	900
基本療養費Ⅲ（外泊中の訪問看護） 末期の悪性腫瘍、神経難病等、特別管理加算 の対象者は2回まで、それ以外は1回まで		8,500	850	1,700	2,550
難病等複数回訪問加算（1日に）					
	2回	4,500	450	900	1,350
	3回以上	8,000	800	1,600	2,400
夜間・早朝訪問看護加算（1回/日） 夜間（午後6時～午後10時） 早朝（午前6時～午前8時）		2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算（1回/日） （午後10時～翌午前6時）		4,200	420	840	1,260
24時間対応体制加算（初日/月）		6,800	680	1,360	2,040
特別管理加算（初日/月）		5,000	500	1,000	1,500
		2,500	250	500	750
専門管理加算（1回/月） 専門性の高い看護師による訪問		2,500	250	500	750
退院時共同指導加算（1回のみ） 厚生労働大臣が定める疾患や特別管理加算の対 象者は2回まで		8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算 厚生労働大臣が定める疾患等の利用者に退院時 共同指導を行った場合に上乗せ		2,000	200	400	600
退院支援指導加算 厚生労働大臣が定める疾患や特別管理加算の対 象者で、「退院日に療養上必要な指導」を行っ た場合、1日の訪問時間が	90分未満の場合	6,000	600	1,200	1,800
	90分を超えた場合	8,400	840	1,680	2,520
在宅患者緊急時等ケアプラス加算		2,000	200	400	600
緊急訪問看護加算（1回/日） 利用者・家族の求めに応じ主治医の指示に基づ き訪問した場合	月14日まで	2,650	265	530	795
	月15日以降	2,000	200	400	600
長時間訪問看護加算（週1日に限り） 特別管理加算の対象者や特別訪問看護指示書交 付の場合等で、1回の訪問時間が90分を超え た場合		5,200	520	1,040	1,560
乳幼児加算（6歳未満）（1回/日） 超重症児又は準超重症児、厚生労働大臣が定め る疾患や状態に該当する場合		1,300	130	260	390
		1,800	180	360	540
複数名訪問看護加算Ⅰ （週1日に限り）	看護職員と 看護師、リハ職員	4,500	450	900	1,350
	准看護師	3,800	380	760	1,140
複数名訪問看護加算Ⅱ （週3日まで） 厚生労働大臣が定める疾患や 状態、特別訪問看護指示書に よる訪問看護を受けている場 合	看護職員と 看護師等、看護補助者	3,000	300	600	900
	看護師等、看護補助者	3,000	300	600	900
	看護師等、看護補助者	6,000	600	1,200	1,800
	看護師等、看護補助者	10,000	1,000	2,000	3,000
情報提供療養費（初日/月）		1,500	150	300	450
訪問看護医療DX情報活用加算（1回/月）		50	5	10	15
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ（1回/月）		780	78	156	234
訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ（1回/月）		10～500	1～50	2～100	3～150
ターミナルケア療養費		25,000	2,500	5,000	7,500
特別養護老人ホーム等入所中で、施設で加算を 算定している場合		10,000	1,000	2,000	3,000
年末年始利用料（自費、税込）		1,650	1,650		
死後の処置料（自費、税込）		11,000	11,000		
交通費（自費、税込） 片道5kmまで 5km以上は1kmごとに		250 50	距離	×	=

精神科訪問看護料金表

(単位：円)

		1割負担	2割負担	3割負担		
基本療養費Ⅰ（週3日まで）30分以上	看護師、作業療法士	5,550	555	1,110	1,665	
	准看護師	5,050	505	1,010	1,515	
基本療養費Ⅰ（週3日まで）30分未満	看護師、作業療法士	4,250	425	850	1,275	
	准看護師	3,870	387	774	1,161	
基本療養費Ⅰ（週4日以降）30分以上	看護師、作業療法士	6,550	655	1,310	1,965	
	准看護師	6,050	605	1,210	1,815	
基本療養費Ⅰ（週4日以降）30分未満	看護師、作業療法士	5,100	510	1,020	1,530	
	准看護師	4,720	472	944	1,416	
管理療養費（1ヶ月の）	初日	7,670	767	1,534	2,301	
	2日目以降	3,000	300	600	900	
基本療養費Ⅳ（外泊中の訪問看護） 末期の悪性腫瘍、神経難病等、特別管理加算 の対象者は2回まで、それ以外は1回まで	8,500	850	1,700	2,550		
精神科複数回訪問加算（1日に）						
精神科在宅患者支援管理料算定者 医師が複数回訪問が必要と認めた場合	2回	4,500	450	900	1,350	
	3回以上	8,000	800	1,600	2,400	
夜間・早朝訪問看護加算（1回/日） 夜間（午後6時～午後10時） 早朝（午前6時～午前8時）	2,100	210	420	630		
深夜訪問看護加算（1回/日） （午後10時～翌午前6時）	4,200	420	840	1,260		
24時間対応体制加算（初日/月）	6,800	680	1,360	2,040		
特別管理加算（初日/月）	5,000	500	1,000	1,500		
	2,500	250	500	750		
専門管理加算（1回/月） 専門性の高い看護師による訪問	2,500	250	500	750		
退院時共同指導加算（1回のみ） 厚生労働大臣が定める疾患や特別管理加算の対 象者は2回まで	8,000	800	1,600	2,400		
特別管理指導加算 厚生労働大臣が定める疾患等の利用者に退院時 共同指導を行った場合に上乗せ	2,000	200	400	600		
退院支援指導加算 厚生労働大臣が定める疾患や特別管理加算の対 象者で、「退院日に療養上必要な指導」を行っ た場合、1日の訪問時間が	90分未満の場合	6,000	600	1,200	1,800	
	90分を超えた場合	8,400	840	1,680	2,520	
在宅患者緊急時等ケアプラス加算	2,000	200	400	600		
精神科緊急訪問看護加算（1回/日） 利用者・家族の求めに応じ主治医の指示に基づ き訪問した場合	月14日まで	2,650	265	530	795	
	月15日以降	2,000	200	400	600	
長時間精神科訪問看護加算（週1日に限り） 特別管理加算の対象者や特別訪問看護指示書交 付の場合等で、1回の訪問時間が90分を超え た場合	5,200	520	1,040	1,560		
複数名精神科訪問看護加算 医師が複数名訪問の必要 性があると認め、精神科 訪問看護指示書にその旨 の記載がある場合に算定	看護師と (1回/日)	4,500	450	900	1,350	
	(2回/日)	看護師、作業療法士	9,000	900	1,800	2,700
	(3回/日)		14,500	1,450	2,900	4,350
	(1回/日)	准看護師	3,800	380	760	1,140
	(2回/日)		7,600	760	1,520	2,280
	(3回/日)		12,400	1,240	2,480	3,720
	看護補助者	3,000	300	600	900	
情報提供療養費（初日/月）	1,500	150	300	450		
訪問看護医療DX情報活用加算（1回/月）	50	5	10	15		
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ（1回/月）	780	78	156	234		
訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ（1回/月）	10～500	1～50	2～100	3～150		
ターミナルケア療養費	25,000	2,500	5,000	7,500		
特別養護老人ホーム等入所中で、施設で加算を 算定している場合	10,000	1,000	2,000	3,000		
年末年始利用料（自費、税込）	1,650	1,650				
死後の処置料（自費、税込）	11,000	11,000				
交通費（自費、税込）片道5kmまで 5km以上は1kmごとに	250 50	距離	×	=		